

政策目標別後期基本計画

3 のびやか・雄武

～教育・文化の振興～

学校教育の充実

生涯学習・生涯スポーツの推進

芸術・文化の振興

学校教育の充実

取り巻く環境の変化

わが町では、「雄武の未来を拓く、活力あふれる心豊かな人を育む」を町全体の教育目標にすえ、以下の4項目の学校教育目標をめざして教育を推進しています。

第一に、「基礎・基本を身につけ、自ら課題を見つけ自ら解決する創造性豊かな子どもを育てる」。学習指導要領に基づく教科学習や総合学習の時間はもちろんのこと、放課後や長期休業期間中の学習サポートなど、様々な機会を通じ、基礎学力の定着と応用力・創造力の育成を図っています。

第二に、「自然を愛し人を思いやる豊かな心を持ち、進んで心と体をきたえる子どもを育てる」。雄大な自然の中で動植物にふれあい、様々な人々と交流することを通じ、心と体の育成を図っています。

第三に、「人々と協力し、広い視野から新しい課題に主体的に取り組む子どもを育てる」。激動

するこれからの国際化・情報化社会を生き抜く子どもたちを育てるために、英会話やパソコンなど、実用的な知識・技術の習得に力を入れるとともに、コミュニケーション力やチームワークの向上を図っています。

第四に、「ふるさとを愛し、働くことを尊び、住みよい町をつくろうとする子どもを育てる」。地域住民の協力を得ながら職業体験活動を推進し、社会性の発達とふるさと意識の醸成を図っています。

近年、全国的にいじめ、無気力、引きこもりなどが社会問題となっていますが、この解決のためには、「自己の確立」が不可欠であり、そのために、これら4項目の目標をめざした教育を引き続き実践していくことが重要です。



めざす雄武の姿

郷土への誇りと人を思いやるやさしさを持ち、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもった子どもたちが育っています。

基本施策指標

指 標 名		実 績 値		目 標 値
		平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
全国学力・学習状況調査で「将来の夢や目標を持っている」と回答した人の割合	小学 6 年生	67.6% (19 年度実績)	44.4% (全道 66.2%)	70%
	中学 3 年生	42.1% (19 年度実績)	57.1% (全道 46.3%)	60%
全国学力・学習状況調査で「学校の授業以外に、普段(月～金曜日)、1 日当たり 1 時間以上勉強をしている」と回答した人の割合	小学 6 年生	43.2% (19 年度実績)	7.4% (全道 41.9%)	45%
	中学 3 年生	23.8% (19 年度実績)	28.6% (全道 63.9%)	65%
特別支援教育支援員の人数		—	1 人	2 人
教育相談員の人数		—	0 人	1 人



基本施策の体系

【基本施策】

学校教育の充実

【単位施策】

1 小中学校の教育内容の充実

2 小中学校の教育環境の充実

3 開かれた学校づくりの推進

4 不登校等の子どもたちへのサポートの推進

5 高校への継続的な支援

単位施策の内容

1 小中学校の教育内容の充実

児童生徒一人ひとりに配慮しながら個性を生かす教育を推進し、基礎・基本を定着させ、自ら学ぶ意欲を引き出す授業を充実するとともに、特別な支援を必要とする児童生徒に対し支援体制を強化します。また、自然体験や職業体験、国際理解教育、情報教育、食育など、地域に根ざした特色のある学習を推進します。



↑ 外国語指導助手（ALT）による授業

2 小中学校の教育環境の充実

北海道教育委員会と連携しながら、研修の充実などにより、教職員等の資質と指導力を向上させるとともに、老朽化した教育施設・設備の計画的な整備・改修や、地域ぐるみの学校安全対策を推進します。

3 開かれた学校づくりの推進

学校・家庭・地域が連携し、特色ある学校づくりや地域に開かれた学校を推進するため、学校支援活動の推進、PTA 活動や学校評議員制度の活性化などに取り組みます。



↑ 地域ボランティアによる絵本の読み聞かせ

4 不登校等の子どもたちへのサポートの推進

いじめや不登校などに迅速・的確に対応するため、学校、家庭、地域の緊密な連携のもと、相談・指導を強化します。

5 高校への継続的な支援

雄武高校については、通学費等や部活動への補助及び資格取得に係る助成を引き続き実施するとともに、高校存続のため魅力ある学校づくりを推進します。

生涯学習・生涯スポーツの推進

取り巻く環境の変化

私たちは、今日の激しい社会の変化に対処するためにも、また、生きがいや自己実現を得ながら、健康でいきいきと暮らしていくためにも、あらゆる機会を利用して、たえず、学び、スポーツを楽しむことが必要です。

町民のニーズなどに沿った学習・スポーツの機会を持てるよう、町では各種講座やイベント等の開催、文化連盟・体育連盟の各種自主活動の支援などを進めています。

今後も、指導者の養成・確保や活動施設・備品の整備、わかりやすい情報の提供などを通じて、「いつでも・どこでも・だれでも」、スポーツを楽しむまちづくりを進めていくことが必要です。

雄武町の図書館は規模が小さい中で、蔵書の充実や開館時間の拡大等、利用環境の向上を図っていますが、読書スペースの狭隘化などの課題もあって、平成 24 年度から、学識者や公募町民も交え、「雄武町図書館を考える会」を設置し、図書館を整備することの是非も含め、図書館の今後のあり方について検討を進めているところです。



めざす雄武の姿

町民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイルに応じて、学習やスポーツを楽しみ、その成果が豊かなまちづくりに還元されています。

基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
町主催学習講座の参加率	15.2%	18.7%	30%
週に 1 回以上、スポーツ活動を行う町民の割合	未調査	48.7%	70%
町主催スポーツ講座の参加率	16.3%	16%	30%
青少年健全育成活動の年間実施回数 (民間・行政)	9 回	11.3 回 (20～23 年度平均)	12 回 (25～29 年度平均)
子ども会の会員割合	29%	37%	40%
スポーツ少年団員数の割合	17%	19.5%	20%
図書の町民 1 人あたり年間貸出し数	4 冊	5.9 冊 (20～23 年度平均)	10 冊 (25～29 年度平均)



基本施策の体系

【基本施策】

生涯学習・生涯スポーツの推進

【単位施策】

1 推進体制の強化

2 学習・スポーツ活動の推進

3 青少年教育の推進

4 図書サービスの充実

5 生涯教育施設・備品の有効活用

単位施策の内容

1 推進体制の強化

生涯学習・生涯スポーツ推進体制を強化するため、多様な媒体を通じた情報発信や、指導者の養成、広域連携の強化、さらには家庭教育への支援を進めます。

2 学習・スポーツ活動の推進

町民一人ひとりの学習・スポーツニーズに応じた多様な講座・講演会・イベント等を開催します。また、自主サークルを活性化するとともに、学習・スポーツの成果発表の機会を拡大します。さらに、町内でのスポーツ合宿等の受け入れに向けた研究を進めます。

3 青少年教育の推進

非行防止など、青少年健全育成活動を活性化するとともに、青少年の創造性をまちづくりに活かすため、子ども会やスポーツ少年団、青年まちづくり組織などの活性化を支援します。

4 図書サービスの充実

ニーズに応じて蔵書・資料を充実するとともに、ブックスタート・学校配本や移動図書館の推進など、町民が利用しやすい図書館機能の充実を進めます。



↑図書館職員によるブックスタート

5 生涯教育施設・備品の有効活用

既存の施設・備品を有効に活用するとともに、地域住民の協力による管理・運営を進めます。また、老朽化や安全面による施設・備品の管理、維持更新が求められており、多様化するニーズに適った施設整備・備品配置を進めます。

芸術・文化の振興

取り巻く環境の変化

歴史文化については、わが町には雄武竪穴群遺跡などの埋蔵文化財や、北隆鉦山跡、興浜南線跡などの近代化遺産が多く存在しますが、近隣町村のように文化財指定などによる系統的な保存・活用が図られていない状況です。町民から提供された地域交流センターでの回顧写真等の常設展示などにより、歴史文化に対する関心は高まっており、再評価や保存措置の推進が必要です。

町民の芸術・文化活動については、芸術鑑賞会などを通じて、町民が優れた芸術・文化にふれる機会を拡大するとともに、町民文化祭などにより、文化活動の育成や発表機会を拡充してきました。町民による芸術・文化活動は、まちの新たな文化を創造することにつながるため、今後も、より一層の取り組みが必要です。



めざす雄武の姿

町民一人ひとりが、豊かな芸術・文化にふれながら生活し、意欲的な活動により、日々新たな地域文化が誕生しています。

基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度 (20～23 年度平均)	平成 29 年度
町内での芸術・文化鑑賞の機会の年間延回数	7 回	4.8 回 (20～23 年度平均)	10 回
おうむ陶芸工房の年間延利用者数	586 人	424 人	600 人



基本施策の体系

【基本施策】

芸術・文化の振興

【単位施策】

1 歴史文化の保存と継承

2 芸術・文化活動の促進

3 新たな文化の創造

単位施策の内容

1 歴史文化の保存と継承

町内の貴重な歴史文化遺産や史料を後世に継承していくため、文化財指定制度を検討するとともに、調査研究、発掘・記録収集、保存措置、町民への周知、収蔵・展示施設の設置などを系統的に進めます。



→雄武町郷土資料

2 芸術・文化活動の促進

映画や音楽、演劇等の鑑賞会など、町民が身近に優れた芸術・文化にふれる機会を充実させていくとともに、陶芸など、町民の自主的な芸術・文化活動を支援します。



↑芸術文化公演事業



↑町民文化祭「芸能発表」



↑町民文化祭「作品展示」

3 新たな文化の創造

近代化遺産や産業技術、生活民芸品、アイヌ文化、更には趣味活動やエピソードに至るまで、これまで評価されていない潜在的な文化資源の発掘に努め、新たな文化資源として、活用します。